

国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービスと 人文学研究へのインパクト

The Digitized Contents Transmission Service for Libraries in Japan
provided by The National Diet Library and its impact on the humanities

菊池 信彦

Nobuhiko Kikuchi

国立国会図書館関西館，京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3

The Kansai-kan of the National Diet Library, 8-1-3, Seikatyo, Seikadai, Sorakugun, Kyoto

田窪 直規

Naoki Takubo

近畿大学，東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学 21 号館 725 号室

Kinki University, 3-4-1 Kowakae, Higashiosaka City, Osaka

あらまし:2014年1月から国立国会図書館による図書館向けデジタル化資料送信サービスの提供が始まった。本報告では、同サービスの概要を踏まえつつ、提供されているデジタル化資料全体の特徴およびこれまでの利用状況の分析をもとに、同サービスが人文学研究に対して与えるインパクトについて論じる。

Summary:The National Diet Library has launched the Digitized Contents Transmission Service for Libraries in Japan since January 2014. This study provides the summary of this service, and demonstrates the features of the digital contents and the impact on the humanities.

キーワード:国立国会図書館，図書館向けデジタル化資料送信サービス，人文科学

Keywords:the National Diet Library, Digitized Contents Transmission Service for Libraries in Japan, humanities

1. はじめに

2014年1月21日、国立国会図書館(NDL)は、図書館向けデジタル化資料送信サービス(以下、図書館送信と略)を開始した。図書館送信とは、NDLがデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料を、全国の図書館に対して配信するというものである¹。

同サービスを扱った先行研究には、小坂(2014)、廣瀬(2014、2013)、関根(2013)等がある。しかし、いずれの論文も、専ら図書館関係者を対象にした、同サービスの制度紹介に留まっており、サービスで提供されているデジタル化資料の特徴は論じられていない。また、図書館送信の利用状況は、2014年10月号の『国立国会図書館月報』²でのみ紹介されているが、同サ

ービスが人文学等の特に研究活動に対して果たしている役割は論じられてはいない。

そこで本稿では、同サービスの概要を踏まえつつ、図書館送信で提供しているデジタル化資料全体の特徴およびその利用状況の分析を行うことで、図書館送信が研究活動、ここでは特に人文学研究に対して与えるインパクトについて論じることとする。

2. 図書館送信とは

図書館送信で提供される資料やその利用状況を論じる前に、図書館送信の概要について改めて確認しておきたい。

NDL では現在、著作権の調査・処理を行ったデジタル化資料について、インターネットで提供している。しかし著作権の調査・処理には相当な時間を要することから、インターネットで提供している資料は約 20%程度にとどまっている。著作権の調査・処理が未了である残りの資料は、これまで NDL の施設内でのみの閲覧利用に限られていたが、そのうち入手困難な資料を公共図書館等に送信し、送信を受けた公共図書館等で閲覧・複写サービスに提供できるようになった。これが図書館送信である。

図書館送信は、「著作権法の一部を改正する法律」(平成 24 年 6 月 27 日公布、平成 25 年 1 月 1 日施行)に基づくもので、この法改正により、同法第 31 条に新たに第 3 項が追加された。同項の内容は、まず、絶版等の資料について、図書館等において閲覧サービスを行うことを目的とする場合には、NDL がデジタル化資料を図書館等に自動公衆送信できるということ、それに加えて、当該図書館等においては、著作権法第 31 条第 1 項に基づく複写サービスと同様に、利用者の求めに応じて、自動公衆送信された資料の一部分の複製物を作成し、一人につき一部提供することができるというものである³。

送信先の機関の範囲は、著作権法第 31 条第 1 項の適用を受ける「図書館等」である。具体的には、公共図書館、大学・高等専門学校図書館等の、著作権法施行令第 1 条の 3 に規定されている施設が対象とされており⁴、2014 年 11 月 4 日現在で送信先機関は 360 館である⁵。

送信先の機関となるためには、NDL の現行の図書館間貸出制度に準じた利用申請手続きを経て、NDL からの承認を受ける必要がある⁶。承認申請には、提供するサービス内容に応じて、「閲覧のみ」または「閲覧・複写の両方」のいずれかがある。NDL は、提出された申請書類をもとに、送信先機関としての要件を満たしているかどうかを確認して、承認を出すことになる。

ただし、各送信先機関においてサービスを提供するには、いくつかの制約がある。その一つが利用者に関するもので、図書館送信の利用者は送信先機関の登録利用者である必要がある⁷。また、資料の閲覧に際しては送信先機関の施設内に限られ、閲覧用端末へのログインは送信先機関の職員が行わなければならない。そして複写の場合は、利用者から複写申請を受けた送信先機関の職員が、著作権法第 31 条第 3 項の範囲内の複写であることを確認して、閲覧用端末とは別の管理用端末とプリンタを用いて、デジタル化資料を印刷提供することになる。このとき、利用者自身が印刷操作をすることはできない。

以上が図書館送信の概要となる。これを、利用者の立場でまとめると次のようになる。

まず、利用者が図書館送信を利用したい場合、自宅の PC からはアクセスできないため、送信先の図書館等に直接来館しなくてはならない。また、利用の前提として、利用者は送信先機関の登録利用者となる必要があるため、送信先機関であればこの図書館でもよいということにはならない。利用については、ログインこそ送信先機関の職員に依頼する必要があるが、閲覧は比較的自由にできる。一方で、複写物入手するには、送信先機関の職員に依頼し、チェックを受けなければならない。また、あくまで印刷物での入手であって、デジタル媒体のまま入手できる、ということではない。

以上の利用の流れや各種制限を考えれば、図書館送信は、NDL による現行の図書館間貸出制度と同様の枠組みであり、それと大きく変わるものものではない⁸。

3. 図書館送信における提供資料の特徴

それでは、図書館送信では具体的にどのような資料が提供されているのだろうか。

図書館送信対象資料を含め、NDL のデジタル化資料は、「国立国会図書館デジタルコレクション」のウェブサイトで提供されている。デジタル化資料のカテゴリは、その提供範囲に応じて、「インターネット公開」「図書館送信資料」「国立国会図書館内限定」の 3 種に大別される(表 1 参照⁹)。

表 1 デジタル化資料提供状況

	インターネット公開	NDL館内限定公開	図書館送信
図書	35万点	6.4万点	50万点
雑誌	0.8万点	56万点	68万点
古典籍資料(貴重書等)	7万点	-	2万点
博士論文	1.5万点	1万点	11万点
その他	4万点	6万点	-
計	48.3万点	69.4万点	131万点

※数字はいずれも概算である

図書館送信では、このうち NDL が「デジタル化した資料のうち、インターネット公開されておらず、絶版等の理由で入手困難な資料が対象」とされており¹⁰、2014 年 7 月時点では約 131 万点の資料が利用可能となっている。その内訳は、昭和 43 年(1968 年)までに受け入れた「図書」(503,915 件)、平成 12 年(2000 年)までに発行された商業出版されていない「雑誌」(679,260 件)、明治期以降の貴重書等の「古典籍資料(貴重書等)」(19,262 件)、平成 3~12 年度(1991~2000 年度)に送付を受けた商業出版されていない「博士論文」(116,970 件)である¹¹。以上の 4 種類の図書館送信対



象資料について、そのタイトル数(雑誌は冊ベース)を発行年ごとにグラフ化すると上の図1のようになる¹²。ここから次のことがわかる。

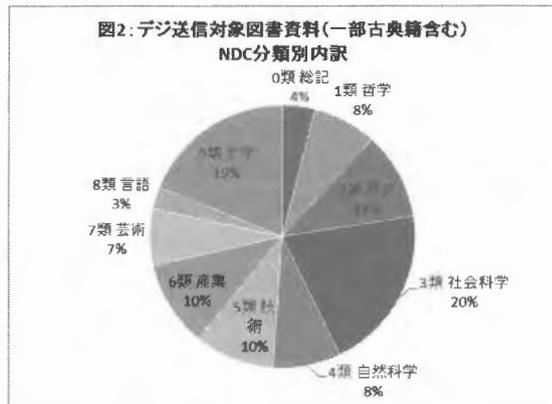
まず全体的な点として、終戦の1945年が大きく資料数が落ち込んでいる¹³。これは、そもそも1945年に刊行された資料の所蔵自体が少ないことが理由として考えられる。そして出版年の最後は2000年までとなっている。

図書資料は、前述のとおり、1968年までに受け入れたものが対象となっているので、翌1969年を境に資料件数は大きく下がっている。一方で、1991～2000年にかけては博士論文が提供コンテンツに登場するため、これが1991年以降の資料件数を押し上げる結果となっている。

雑誌の資料件数については、その他の資料群と同様、1945年に大きな落ち込みを見せているが、2000年までの期間は順調に右肩上がりとなっている。少し細かく見ると、1886年(明治19年)から1924年(大正13年)までは、資料件数は雑誌>図書で推移するが、1925年(大正15年)から1968年(昭和43年)までは図書>雑誌と逆転している。

次に、どのような主題の資料が提供されているかについて、図書資料および一部の古典籍資料(貴重書含む)の日本十進分類法(NDC)の分類をもとに確認しておきたい。NDCは主題に応じて0～9類までに分けられており、図書館送信対象図書における内訳は右の図2の通りとなる。

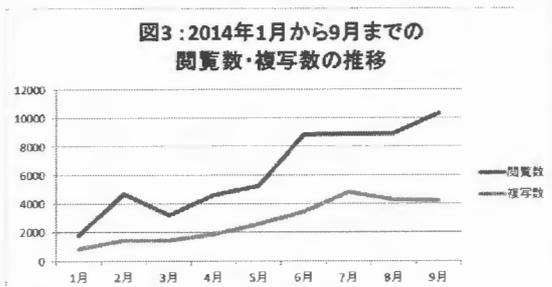
図2のとおり、3類(社会科学)と9類(文学)の2つで図書館送信対象図書全体の約4割を占めている。ここであえて人文学の主題を、1類(哲学)、2類(歴史)、7類(芸術)、8類(言語)、9類(文学)と規定すると、それらを合わせれば、図書館送信対象の図書資料全体のうち約48%を占めていることも指摘しておきたい。また、類の下100区分を網(これは記号上2桁のレベルになるが、このレベルで見れば、「91 日本文学」が13.24%と全細目の中で最も大きな割合を占めており、次いで「33 経済」の5.00%、「49 医学・薬学」の3.84%が続いている。



4. 利用状況の分析

次に、前章で論じた送信対象資料がどのように利用されているかを分析する。国立国会図書館デジタルコレクションのウェブサイトには、月ごとの図書館送信資料の利用統計が公開されており¹⁴、まずはこの統計データをもとに考えていきたい。

2014年1月から本稿執筆時点までに公開されている9月までの利用統計から、図書館送信資料の閲覧件数と複写件数についてグラフ化すると、下の図3のようになる。2014年2月から3月にかけて、閲覧件数は一旦減少したものの、その後順調に推移している。だが一方で、複写件数は7月以降伸び悩んでいることが分かる。



次に、資料種別ごとの閲覧または複写利用タイトル数を、上述と同じ期間でグラフ化すると、下の図4のようになる。ここではまず、毎月利用されているタイトル数が決して多いものではないということを確認しておきたい。すでに述べたとおり、図書館送信対象資料数は約131万件であるので、一番利用の多かった9月であっても、利用されたタイトル数は全体の約0.7%に過ぎない。全体の利用タイトル数が多いとは言えない中で、雑誌が図書やその他の資料に比して、閲覧または複写利用が一貫して多いことが分かる。

また、博士論文や古典籍資料の利用タイトル数が少ないが、古典籍資料についてはそもそも提供資料数自体が多くはないということがその理由として挙げられよう。一方で、博士論文は提供資料数ほど利用されていないと評価できる。

それでは次に、どのような主題の図書が利用されているのかを見てみる。ここでは、図書館送信対象資料のうちNDC分類付の資料——すなわち図書および一部の古典籍資料——の2014年1月から9月までの月

ごとの利用資料点数の推移を次頁の図5でまとめた。ここからは、当該期間において一貫して2類(歴史)と9類(文学)の利用が多いことが看取される。

そして、利用タイトル数を出版年ごとにグラフ化すると、次頁の図6のようになる。なお、比較対象として図1で示した提供タイトル数のグラフも記載した。これを見ると、やや戦前の資料の利用が多く、1990年代の資料の利用は提供タイトル数に比して少ないことが理解できる。

ここまでは公開されている利用統計をもとに、図書館送信資料の利用状況を確認してきた。この項目の最後に、NDLがこれまで公にしてこなかったデータを基に、特に館種ごとの利用状況を論じていきたい。

まず、公共図書館・大学図書館・その他の図書館の3つの館種別に、どの年代の資料を利用しているのかを見ていく(次頁の図7)¹⁵。

グラフ全体を見ると、デジタル化資料はほぼ全ての出版年代にわたって、公共図書館での利用が圧倒的に多いことが分かる。だが、1920年代後半から1930年代にかけて、そして、1950年代後半から1960年代半ばごろまでの資料については、大学図書館での利用が一定程度占めていることが分かる。

それでは、館種によってどの主題の図書を利用しがちかといった傾向があるのかどうかを確認しておきたい。次々頁の図8は、NDC分類付資料の利用タイトル数の割合を館種ごとに比較したものである。その他の図書館で、ほかの2つと比較してやや3類の利用の割合が高いようだが、公共図書館と大学図書館では各類の利用割合に大きな違いは認められない。館種によって利用する主題の明確な偏りはなく、図5で確認した通り、全館種において、2類(歴史)と9類(文学)の利用が多いといえる。

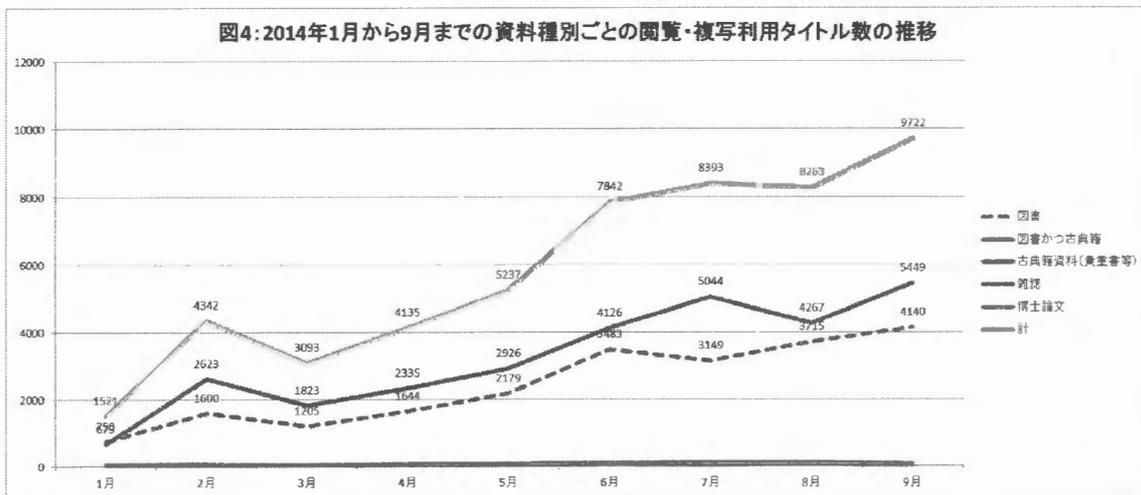


図5: 2014年1月から9月までに利用された
NDC分類付資料数の推移

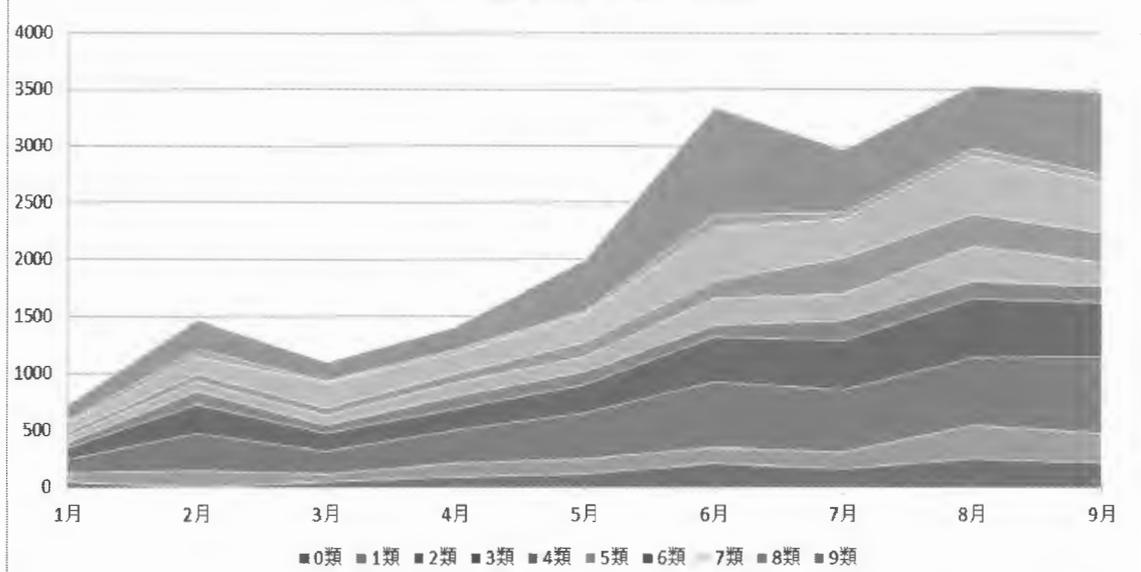


図6: 出版年ごとの提供タイトル数と利用タイトル数の推移

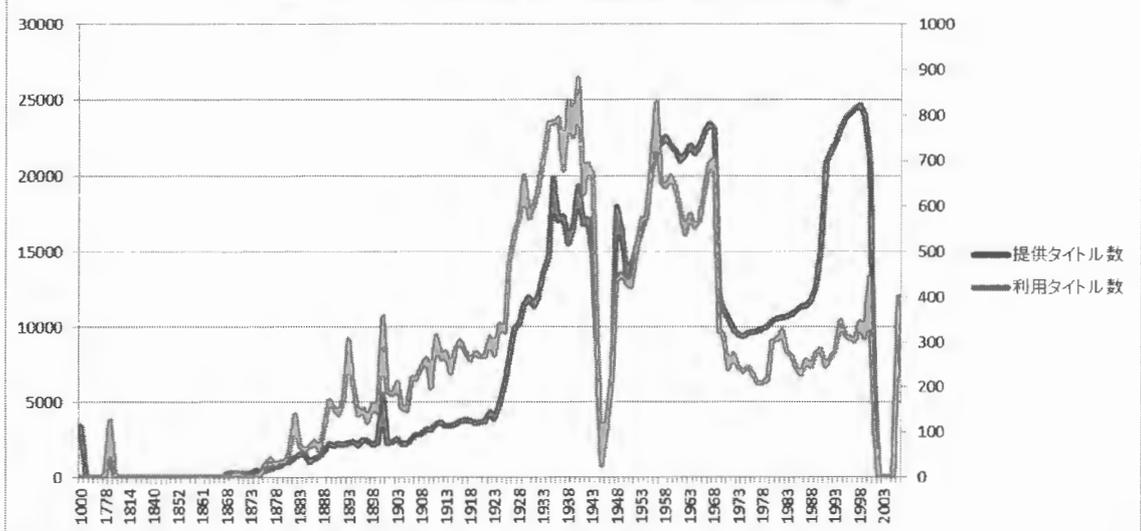
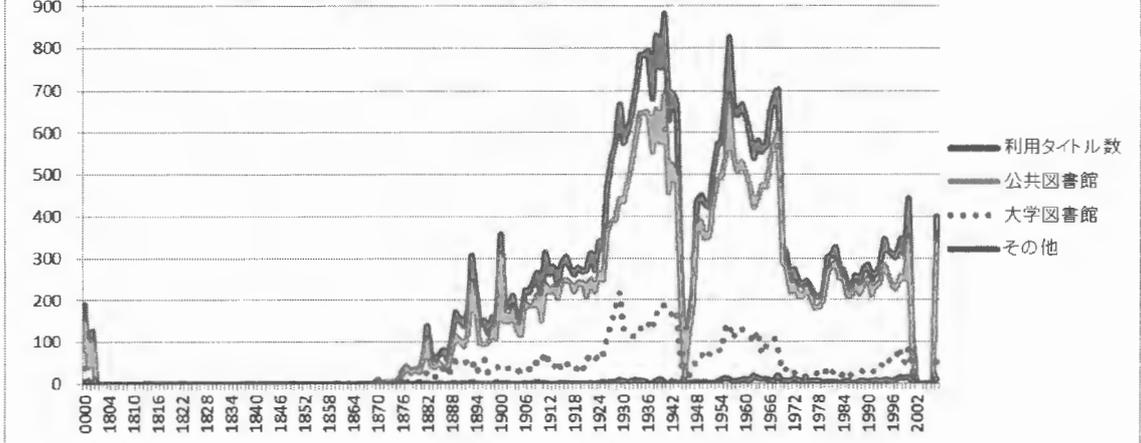
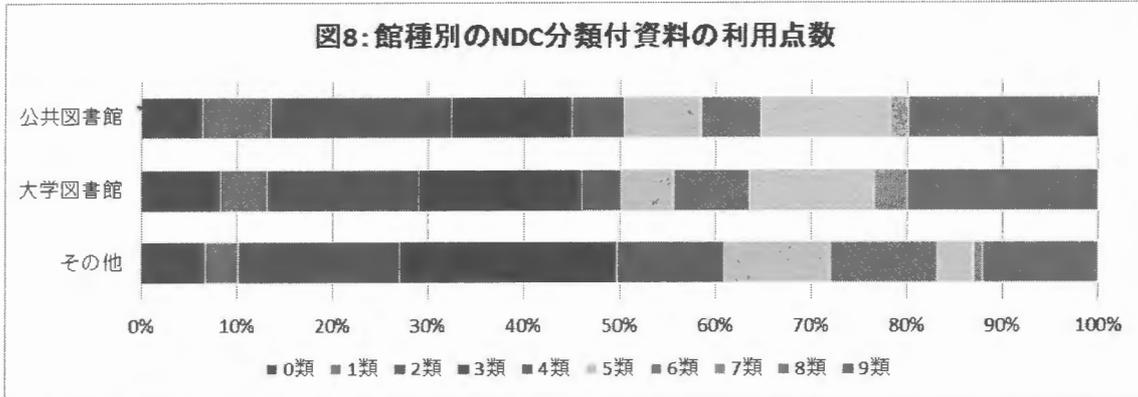


図7: 館種ごとの出版年別の利用資料タイトル数





5. 考察: 図書館送信が人文学研究に与えるインパクト

ここまで本稿では、NDLによる図書館送信サービスの概要と、図書館送信での提供資料全体の特徴、およびその利用状況を確認した。以上の議論を踏まえ、最後に、当該サービスが人文学研究にいかなるインパクトを与えているのか、あるいは今後与えるのかについて考察を加えたい。

まずは図書館送信の制度面から議論を始める。既に述べた通り、利用者の立場に立てば、当該サービスはNDLがこれまで提供してきた図書館間貸出制度の手続きと大きく変わるところはない。利用者は、求める資料を、図書館送信に加入している近隣の図書館に赴き、その場で閲覧・複写しなくてはならない。

しかしその一方で、図書館間貸出制度と異なる点もあり、それが持つ意義は強調されるべきであろう。すなわち、資料の取り寄せにかかる時間的・金銭的制約からの解放である。利用者は、参照したい資料が近隣の図書館にない場合、わざわざNDLまで赴く、あるいは送料を負担して数日かかる図書館間貸出を近隣の図書館に依頼することなく、その図書館内で瞬時にそして多くの場合無料で、求める資料にアクセスできることになる。このことが持つ意味は、人文系研究者の活動の効率化に資するのはもちろんである。だが、それだけでないだろう。図書館送信は、大学等の研究機関に籍をもたない、いわゆる在野の研究者が、時間と金を無駄に費やすこともなく研究を継続させるのを支援するものであり、その意味で人文学研究の裾野を広げることにつながると考えられる。

また、図書館送信と図書館間貸出制度との比較は、送信対象資料の観点でも重要な論点である。その理由は、NDLの図書館間貸出制度では、NDL設立以前に受け入れた「発行年代が古い和漢書・洋書等」や、あるいは「逐次刊行物一般」等は、貸出制限資料群として図書館間貸出を行っていない¹⁶。一方で、既に確認したように、図書館送信対象資料には戦前の資料や雑誌類も大量に含まれてい

ることから、図書館送信はNDLから「取り寄せられる」資料の幅を広げたと評価できる。これが人文学研究に果たす意味は大きい。

では、その資料の観点から考えてみよう。再び図1を見ると、図書館送信対象資料は、1945年を境にその前後20年の間に出版されたものが多い。したがって、戦前戦後のその時期を研究する者にとっては、図書館送信は大きな恩恵を与えるものだと言える。また、NDC分類付の図書のうち約48%が人文学に属する資料であると評価できること、とりわけ9類(文学)が多いことから、特に文学研究者にとっては、図書館送信は有益なものである。

一方で、1969年以降の図書および2000年以降の資料全般は提供対象外であることから、現代に近い研究を行っている人文学研究者にとっては、図書館送信資料はあまり大きな恩恵を与えるものではないということになる。

それでは最後に、利用統計からは何を見出すことができるだろうか。まず、図書館送信のサービス開始以来、2類と9類の利用が一貫して多いこと、図6と7に示されたように戦前資料の利用が多いことから、人文学研究に対して図書館送信が影響を与えていることは明白である。特に館種別の出版年ごとの利用タイトル数の推移からは、全体として公共図書館での利用が主とはいえ、大学図書館から特に戦前資料の利用が多いことから、図書館送信が戦前(史)研究に対してインパクトを与えている可能性は否定できない。

以上の考察をまとめると、図書館送信が人文学研究に与えるインパクトは次の3点に集約できる。1つ目は、時間的・金銭的制約からの開放に伴う、研究効率化と研究者層の拡大。2つ目は1920年代から60年代までの研究資料の豊富な提供と、これに伴う当該年代を対象にした研究促進の可能性。3つ目は、図書資料の利用傾向から、歴史と文学に

与える影響が他の主題領域に比して大きいということである。

6. おわりに

本稿では、2014年1月21日よりNDLが開始した図書館送信について、そのサービスの概要、提供資料の特徴、そして利用傾向の分析を踏まえて、同サービスが人文学研究に与えている／与えうる影響について考察した。図書館送信は、利用者の立場からみれば、既存の図書館間貸出制度を利用する際の手続きと大きく変わるところはないものの、デジタル媒体ならではの利点から、戦前戦後を対象にした人文学研究、歴史や文学を主題にした研究にプラスの影響を与えうるものと考えられる。

しかし本稿では、専らNDL側の提供データに依拠し、出版年代とNDC分類をもとにした議論を展開してきた。サービスが研究者を含め利用者に対して与える影響を分析するには、利用者本人の「声」をくみ上げて分析する必要がある。また、デジタル化資料を人文学研究者に対して提供しているのは、ただNDLだけでもない。デジタル化資料が人文学にいかなる影響を与えるのか、この問いはNDL以外の機関によるデジタル化資料の提供も含め、より幅広い文脈の中で論じられるべきテーマである。それらの問いに答えるのは、他日に期すこととしたい。

参考文献

- 国立国会図書館電子情報部・関西館. “制度及び除外手続の概要 国立国会図書館デジタル化資料の図書館送信について.” 出版ニュース, 2013, (2316), pp. 10-16.
- 国立国会図書館利用者サービス部サービス企画課, 関西館文献提供課. 100万冊をあなたの街へー図書館向けデジタル化資料送信サービスの現況一. 国立国会図書館月報. 2014, (643), pp. 13-17.
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8771520_po_geppo1410.pdf?contentNo=1, (参照 2014-11-10).
- 小坂昌. “特集; トピックスで追う図書館とその周辺: 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス”. 図書館雑誌. 2014, 108(1), pp. 14-15.
- 廣瀬信己. “特集; 全国研究集会 専門図書館の今日的課題を問い直す: 第4分科会: 専門図書館における著作権ナウ: 国立国会図書館における資料のデジタル化と送信サービス”. 専門図書館. 2012, (255), pp. 51-55.

廣瀬信己, 小坂昌, 沢辺均. “インタビュー 国立国会図書館 図書館送信、いよいよ開始!” ず・ぼん: 図書館とメディアの本. 2014, (19), pp. 102-123.

関根美穂. “特集; これからの大学で、電子書籍は何を担うのか: 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの概要”. 大学の図書館. 2013, 32(9), pp. 161-163.

¹ “図書館向けデジタル化資料送信サービス”. 国立国会図書館.

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/, (参照 2014-11-04).

² 国立国会図書館利用者サービス部サービス企画課, 関西館文献提供課. 100万冊をあなたの街へー図書館向けデジタル化資料送信サービスの現況一. 国立国会図書館月報. 2014, (643), pp. 13-17.

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8771520_po_geppo1410.pdf?contentNo=1, (参照 2014-11-10).

³ 廣瀬信己. 国立国会図書館における資料のデジタル化と送信サービス. 専門図書館. (255), 2012, p.53. “図書館協力ハンドブック: 第7章デジタル化資料送信サービス”. 国立国会図書館.

http://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/handbook/chapter_7.pdf, (参照 2014-11-6).

⁴ 小坂昌. 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス. 図書館雑誌. 108(1), 2014, p.14.

⁵ “図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧(2014年11月4日現在)”. 国立国会図書館デジタルコレクション.

http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html, (参照 2014-11-04).

なお、2014年11月4日現在、上記ウェブページには、公共図書館159館、大学図書館127館、その他の図書館10館の情報が記載されているが、「参加館(現時点で360館)のうち、一覧への掲載について了承が得られた図書館」のみ掲載されているため、参加館総数と一致しない。

⁶ “図書館向けデジタル化資料送信サービス”. 国立国会図書館.

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/, (参照 2014-11-04).

⁷ 登録利用者とは、「送信先機関が、一定の基準のもとに『特定のサービスを利用する資格がある(資料の館外貸出を受けることができる、など)』と認めた利用者」を指すと規定されている。

“図書館協力ハンドブック: 第7章デジタル化資料送信サービス”. 国立国会図書館.

http://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/handbook/chapter_7.pdf, (参照 2014-11-6).

⁸ 廣瀬信己, 小坂昌, 沢辺均. “インタビュー 国立国会図書館 図書館送信、いよいよ開始!” ず・ぼん: 図書館とメディアの本. 2014, (19), p.109

⁹ 国立国会図書館デジタルコレクションのウェブサイト

を使って、各種別のタイトル数を算出した。

国立国会図書館デジタルコレクション。

<http://dl.ndl.go.jp/>, (参照 2014-11-6)。

¹⁰ “図書館向けデジタル化資料送信サービスについて”。国立国会図書館デジタルコレクション。

http://dl.ndl.go.jp/ja/about_soshin.html#idx2, (参照 2014-11-6)。

¹¹ 国立国会図書館デジタルコレクション。

<http://dl.ndl.go.jp/>, (参照 2014-11-05)。

¹² データのアクセス日は2014年8月29日である。

¹³ なお、「1000年」や「1900年」の出版年にグラフ上の「山」があるのは、正確な刊行年が不明なものが当該年のものとして表示されているためである。

¹⁴ “図書館向けデジタル化資料送信サービス利用統計”。国立国会図書館デジタルコレクション。

http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_library_stats.html, (参照 2014-11-07)。

¹⁵ なお、このデータは2014年1月から8月までの利用データに基づくものである。

¹⁶ “貸出制限資料群一覧”。図書館協力ハンドブック。

http://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/info/limited_list.pdf, (参照 2014-11-07)